

グローバル投資パフォーマンス基準について

目次

- I. はじめに
- II. GIPS の概要
- III. GIPS の活用に向けて
- IV. 終わりに

アセットマネジメント事業部 運用評価グループ 伊東 延仁
運用評価グループ 金沢 俊伸

I. はじめに

投資家が運用商品を選ぶとき、投資パフォーマンスは最も関心の高い項目の一つであろう。資産運用会社(以下、運用会社)の運用提案においても過去のパフォーマンス実績が提示されていることがほとんどである。ところで、もしそのパフォーマンス実績の提示において運用会社ごとに提示の期間が揃っていなかったり、実績の良いポートフォリオのパフォーマンスだけ提示する運用会社があったりすれば投資家は正しい判断ができなくなってしまうだろう。

グローバル投資パフォーマンス基準(Global Investment Performance Standards、以下GIPS®)は、運用会社から見込顧客もしくは既存顧客(以下、投資家)に対し、公正かつ完全なパフォーマンスが適切に提示されるよう、パフォーマンスの計算方法や提示方法等に関して詳細なルールを定めたものである。グローバルに認められ統一された基準によるパフォーマンスが運用会社から提示されるようになり、投資家にとって国や地域を問わず運用会社間のパフォーマンス比較が容易になることが同基準の目的とされている。

その第一版の発行から約 20 年が経過し、米国 CFA 協会によれば現在世界の運用資産総額上位 100 社のうち 8 割にも上る運用会社が、また日本でも運用会社の多くが GIPS に準拠する等広く普及している一方、GIPS に携わる実務者の立場では、基準をどのように実務に反映させるかについて未だに難しさを感じているのではないだろうか。GIPS が今般 2020 年版として改訂され発効予定である¹ことを機に、GIPS の基準と実務からその意義について改めて振り返り、ビジネス環境の変化によって生じる課題と解決のための視点について考えてみたい。

¹ 本稿で参照している GIPS 基準は現行の 2010 年版をもとにしているが、実務では、GIPS 基準の単純な適用範囲を越えるような新たな課題や、追加的な解釈を必要とする課題に対しては、ガイダンス・ステートメントや Q&A も参照している。

II. GIPS の概要

1. GIPS の歴史と運用会社の準拠状況

GIPS は米国 CFA 協会傘下のエグゼクティブコミティーが策定しており、1999 年に基準の第一版が発行された。その後、2005 年には新たに不動産、プライベート・エクイティに関する基準が追加され、2010 年には資産の評価基準が時価から公正価値に改められ、パフォーマンスの計算方法に厳密法を使用することが事実上必須となる等、実務に即して継続的な改訂が重ねられてきた。現在、10 年ぶりの改訂となる 2020 年版の基準が確定し、2020 年 1 月の発効を控えているところである。日本では、日本証券アナリスト協会が 1999 年に GIPS (1999 年版) を組み込んで制定した「日本証券アナリスト協会投資パフォーマンス基準 (SAAJ-IPS)」が 2002 年に日本版 GIPS として改訂され、2006 年の GIPS 基準日本語版への切り替えを経て今日に至っている。

米国 CFA 協会によれば、グローバルベースの準拠表明会社数は 2019 年 10 月現在、北米を中心に世界全体で 1,600 社を超えている。また正確な統計資料はないが、投資家向け情報サービス会社 EVESTMENT 社の調査によれば伝統的資産を運用する会社の約 74% が準拠を表明しているとされており、グローバルでの基準の普及は一定の水準に達したといえるだろう (図表 1)。

図表 1. GIPS 準拠表明会社数の割合 (グローバルベース)

	2009	2012	2014	2018
準拠表明会社数の割合	68%	73%	74%	74%

出所: EVESTMENT

日本でも現在、多くの運用会社が GIPS 準拠を表明している。過去を振り返ると、2012 年に起きたある投資顧問会社によるパフォーマンスの虚偽報告事件を機に運用会社全般に対する信頼性に懸念が広がり、運用会社が提示するパフォーマンスに係る基準の重要性への声が高まり GIPS が大きく注目されるようになった。その後、2013 年には金融商品取引業等に関する内閣府令が改正され、投資家 (年金基金等) に交付する「契約締結前交付書面」や「運用報告書」に運用会社が受けた外部監査 (GIPS の検証業務も含む) の概要の記載が義務化された。また、2017 年の確定給付企業年金法の省令改正に伴い策定が義務付けられた「運用ガイドライン」において、運用会社の定量評価に関し「一定の合理的な方法に基づいて計算され管理されているもの」として GIPS が例示される等、GIPS に関する認識は広まってきている。

2. GIPS の特徴

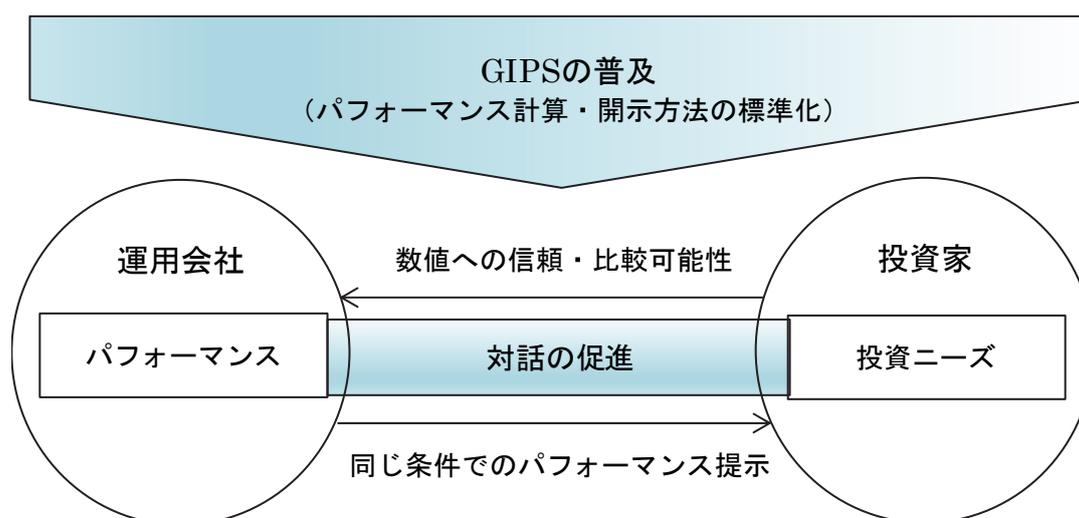
(1) GIPS の位置づけと目的

GIPS は「投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示を確保するために定められた、投資パフォーマンス提示のための倫理的基準」と定められている。また、パフォーマンスの

計算および提示に関して定められたルールを運用会社が自主規制として遵守し、自ら基準への準拠を表明するという形をとっている。パフォーマンス計算の正確さもさることながら、パフォーマンス提示の公正さを確保するために、良好な時期や良好なポートフォリオのパフォーマンスのみを提示したり、シミュレーションを実績として提示したりする等ができないよう定められている。

基準には、GIPS の目的として「投資パフォーマンスの計算と提示のためのベスト・プラクティスが広く受け入れられるようになり、これにより国や地域を問わず資産運用会社間のパフォーマンス比較が容易にできるようになること」と謳われている。GIPS という標準化された基準が普及すれば、投資家にとっては、信頼性の高いパフォーマンスをもとに海外も含めた運用会社の運用提案を比較することができるようになり、投資の選択肢が広がるメリットがある。運用会社にとっては、投資家に提示するパフォーマンスが同条件で比較されることになり、国や地域を超えてビジネス展開の可能性が広がることが期待できる。

図表 2 : GIPS の目的

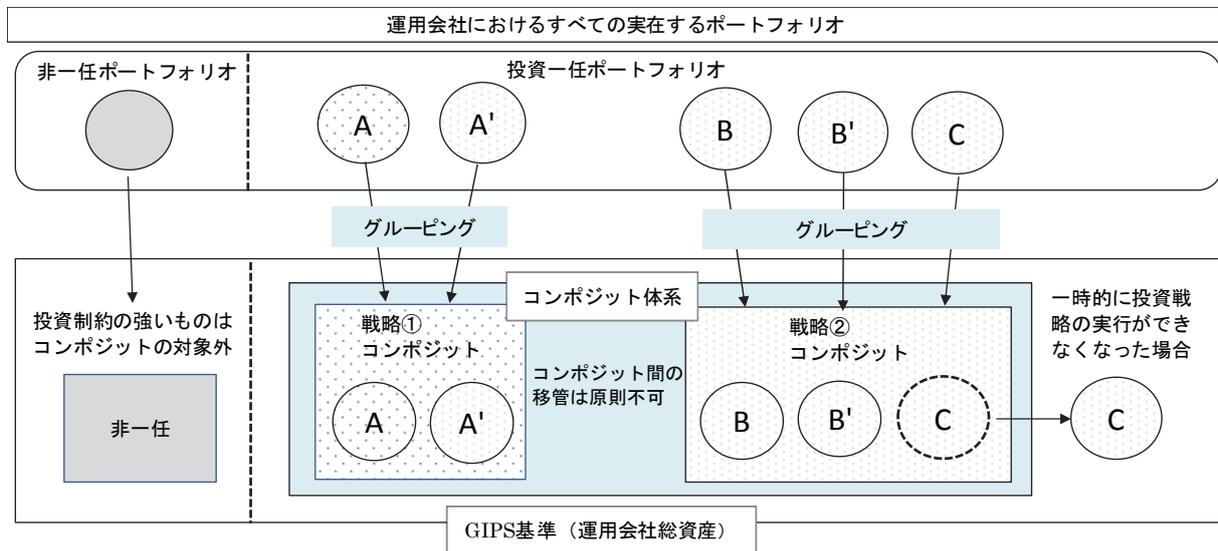


出所：三菱UFJ信託銀行作成

(2) GIPS の最大の特徴「コンポジット」

GIPS の最大の特徴がコンポジットという考え方である。コンポジットとは、投資戦略を同じくするポートフォリオをグルーピングしたものであり、図表3はコンポジットの概念を表したものである。GIPS では、投資戦略のパフォーマンスを投資家に提示する際は、個々のポートフォリオのパフォーマンスではなくコンポジットのパフォーマンスを使用する。一般に同じ投資戦略で運用しているポートフォリオでもパフォーマンスの差異が発生する可能性があるため、運用会社が投資戦略のパフォーマンスとして個々のポートフォリオのうち最良のパフォーマンスのみを投資家に提示すること(cherry-picking)を避け、投資戦略に基づいた運用力を運用会社間で公平に比較するために、投資戦略の平均的なパフォーマンスを計算し提示させようとするものである。

図表3. コンポジットの概念図



出所：三菱UFJ信託銀行作成

個々のポートフォリオをコンポジットに組み入れる際、ポートフォリオの投資一任性の有無の判断が重要になる。GIPS でいう投資一任性とは、予め定められた投資目的に沿って、過度の投資制約を受けずに運用会社が意図した投資戦略で運用することができることを指す。

GIPS では、運用実績のある運用報酬を課す投資一任ポートフォリオは全ていずれかのコンポジットに含めなければならないとされており、パフォーマンスの良いポートフォリオのみをコンポジットに組み入れたり、パフォーマンスの悪いポートフォリオをコンポジットから外したりすることができないようになっている。一方で、同じ投資戦略を掲げていても、投資戦略の実現が著しく困難となるような投資制約が投資家により課せられているポートフォリオのパフォーマンスは運用会社が意図した投資戦略の成果を表しているとはいえないため、運用者における投資一任性が低い、即ち「投資非一任」と位置づけ、コンポジットには含めないようにする。この他、モデルポートフォリオや仮想の(実在しない)シミュレーションポートフォリオ等は運用実績とは認められず、コンポジットに含めることはできない。

加えて、投資一任ポートフォリオであっても、投資戦略で目標とするポジションの構築途中である場合や、大きなキャッシュフローが発生し一時的に当初意図した投資戦略の実行ができなくなった場合には、当該期間においてコンポジットから除外する等、パフォーマンスから「ノイズ要素」を排除するための運営基準も細かく定められている。

なお、GIPS では、コンポジットを定義する際の基本原則として「コンポジットを定義するための判断基準は一貫して適用しなければならない」とする一方で、コンポジット定義に関し、投資戦略の一義的および二義的な特性に応じて階層的な判断基準でコンポジットの階層化を検討することは「建設的である」とされる等、実務へ反映させる場合の具体的な判断基準について、運用会社自身が検討しなければならない部分もある(第III章において後述)。

3. GIPS 準拠表明への信頼性を維持する仕組み

投資家にとっては、準拠を表明する運用会社が提示するパフォーマンスの信頼性が維持されることも重要である。GIPS では、運用会社自身が行うコンポジットのパフォーマンス計算について厳しい実務基準が定められるとともに、運用会社に対し独立した第三者による検証を強く推奨している。以下では、運用会社に求められる実務基準と検証手続きについて紹介する。

(1) 全てのプロセスで実務基準を規定

GIPS では、パフォーマンスの計算だけでなく、対象となるポートフォリオの特定からパフォーマンス提示に至る全ての実務プロセスを網羅的にカバーした必須基準と勧奨基準が定められ、準拠を表明する運用会社には、全ての必須基準に従うことが求められている。GIPS の基準は図表4の9節から成り立っている。第5節までは準拠を表明する会社が全て準拠しなければならない基準であり、第6節以降は第5節までの基準に収まらない個別の資産クラスについての基準である。GIPS では、運用会社自身がパフォーマンス計算を行うがゆえの自己規律が明確化され、厳しい実務運営基準が各節ごとに細かく定められている。なお、各節に定められている基準は必須基準と勧奨基準に分けられ、勧奨基準は「ベスト・プラクティス」と位置づけられている。

図表4：GIPS の必須基準数と勧奨基準数

節		必須基準数	勧奨基準数
0. 準拠の基本条件		16	4
1. 入力データ		7	4
2. 計算方法		7	2
3. コンポジットの構築		10	2
4. ディスクロージャー		35	8
5. 提示および報告		8	9
資産別	6. 不動産	26	9
	7. プライベート・エクイティ	28	7
	8. ラップフィー/SMA	7	0
合計		144	45

出所：三菱UFJ信託銀行作成

加えてGIPSでは、運用会社は準拠を維持するために図表5のような「方針と手続き」について文書化し、それを一貫して適用することが求められている。「方針」とは、データの定義や採用したパフォーマンス計算方法等、GIPSで定められた個々の基準に準拠するために運用会社が決定した対応内容、「手続き」は定めた方針に確実に従うために具体的に運用会社が実行する実務的な手段の詳細である。

図表5：「方針と手続き」で定める主な項目（例）

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の定義 ・組織体制と各部署の役割 ・パフォーマンス計算に使用するデータ、評価基準 ・パフォーマンス計算方法 ・コンポジットの構築 ・ディスクロージャー ・エラー訂正
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・投資一任性の判定手続き ・コンポジットの構築・管理手続き ・パフォーマンス提示手続き ・外部検証手続き

出所：三菱UFJ信託銀行作成

（2）独立した第三者による検証

準拠を表明する運用会社に対しては、独立した第三者による検証が強く推奨されており、年に1回、システム面も含めて監査法人等による検証を受けることが一般的である。検証では、図表6のような視点から、①運用会社がコンポジット構築に関するGIPSの必須基準のすべてに運用会社全体として準拠しているかどうか、②運用会社の方針と手続きが、GIPSに準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかが評価される。なお、検証は、GIPS 準拠範囲（「会社」）として定義された運用部門の組織全体に対して行われ、独立した第三者より発行される検証報告書はその組織全体に対して発行されるものである²。

図表6：検証の視点

検証項目	検証の視点(例)
コンポジットの構築	コンポジットが合理的に定義され構築されているか
コンポジットの構成	ポートフォリオの異動が適切に反映されているか
網羅性の検証	すべてのポートフォリオが組み入れられているか
ポートフォリオ収益率	入力データおよび計算に関する必須事項に適合しているか
コンポジット収益率	収益率が加重平均により正しく算出されているか
準拠提示資料	開示しなければならない情報が正確に開示されているか

出所：三菱UFJ信託銀行作成

² 組織全体に対するこのような検証の他に、特定のコンポジットのパフォーマンス計算結果について第三者が保証を与える「パフォーマンス検査」も実施可能とされているが、日本国内では未だ一般的ではない。

4. 準拠提示資料に表示される項目

本項では、パフォーマンスを提供する際の標準形式である「準拠提示資料」について、例示を元に説明する。図表7は、標準的な準拠提示資料の一例(数値部分の抜粋)である。

図表7：準拠提示資料(例)数値部分抜粋

年度	コンポジット 収益率	ベンチマーク 収益率	超過 収益率	内部的 散らばり	ポートフォリオ 数	コンポジット 資産額(億円)	運用会社の運用 総資産額に 占める割合
2009	-0.26%	1.68%	-1.94%	0.15%	30	1,025	10.25%
2010	4.55%	2.55%	2.00%	0.18%	31	1,148	11.15%
2011	3.50%	2.26%	1.24%	0.12%	31	1,130	10.65%
2012	4.02%	3.68%	0.34%	0.14%	30	1,328	12.15%
2013	5.04%	4.65%	0.39%	0.25%	33	1,471	13.07%
2014	1.00%	0.73%	0.27%	0.13%	35	1,494	12.89%
2015	3.84%	3.71%	0.13%	0.16%	33	1,513	12.67%
2016	7.04%	6.76%	0.28%	0.16%	38	1,658	13.48%
2017	-1.05%	-1.44%	0.39%	0.19%	40	1,780	14.05%
2018	1.33%	1.13%	0.20%	0.20%	43	1,858	14.24%

出所：「グローバル投資パフォーマンス基準のすべて - GIPS 基準への準拠と実務-」を基に三菱UFJ信託銀行作成

(コンポジット収益率)

コンポジットの年度の収益率は以下のステップで計算することが一般的である(収益率の定義にも過去の経緯や議論があるが、ここでは割愛する)。

① 組み入れポートフォリオの月次収益率の計算

日次厳密法で計算された時間加重収益率を1ヵ月分複利計算し月次の収益率とすることが一般的である。日次厳密法収益率の計算方法(例)は以下の式で定義される。

$$r = \frac{V_1}{V_0 + CF_1} - 1$$

r: 日次厳密法収益率(日次) CF_1 : 当日キャッシュフロー

V_0 : 前日時価総額 V_1 : 当日時価総額

② コンポジットの月次収益率の計算

コンポジットを構成する各ポートフォリオの月次収益率を月初の時価総額で加重平均して求め、コンポジットの月次収益率とする。

③ コンポジットの年度収益率の計算

②で求めた月次収益率を1年度分複利計算しコンポジットの年度収益率とする。

(ベンチマーク収益率)

ベンチマークを設定するコンポジットは、運用成果の判断のためベンチマーク収益率の開示も必要となる。コンポジットのベンチマークは、個々のポートフォリオのベンチマークと必ずしも同一でない場合もある。

(内部的散らばり)

一つのコンポジットに含まれる同一戦略のポートフォリオは、前述のように、運用会社が意図した投資戦略の実行が一時的に出来なくなったものも除かれているが、それでも様々な理由で各ポートフォリオのパフォーマンスに差異が発生する。コンポジットの内部的散らばりとは、ある期間におけるコンポジットに含まれるポートフォリオの収益率のばらつき(標準偏差)として定義される。この数値からコンポジットに組み入れられたポートフォリオの収益率の面からみた投資運用の均一性を知ることができる。実際にGIPSでは、内部的散らばりの数値が一つの投資戦略をコンポジットとして定義する際の「判断基準が適切であるかどうか、またコンポジットを再定義すべきかどうかを示す良い指標」としてコンポジットの定義を見直す判断材料となりうることが示されている。内部的散らばりの計算方法は、以下の式で定義される(ここでは、ポートフォリオの収益率のばらつきのみを見るため、ポートフォリオの資産額をすべて等しいものとした「等加重標準偏差」を用いている)。

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{\sum_i^n (PR_i - \overline{PR})^2}{n}}$$

PR_i : ポートフォリオ i の年次収益率

\overline{PR} : コンポジットに含まれるポートフォリオの年次収益率の平均

n : コンポジットに含まれるポートフォリオの数(※)

※ポートフォリオの数が5以下の場合はポートフォリオの数の表示は必須ではない。

(運用会社の運用総資産額に占める割合)

コンポジットの期末の資産額を運用会社総資産額で割って算出する。ある投資戦略が運用会社においてどの程度のウェイトを占めるかを知ることができる。

(パフォーマンス提示期間)

パフォーマンスを提示しなければならない期間については、まず最低5年間の収益率を提示した後、少なくとも10年分のパフォーマンス記録となるまで毎年年間パフォーマンスを追加提示し、10年に達して以降、毎年最低限10年間のパフォーマンスを提示しなければならないと定められている(コンポジットの存続期間が5年未満の場合はコンポジットの開始日以降のパフォーマンスを提示する)。

Ⅲ. GIPS の活用に向けて

これまで見てきたとおり、GIPS が目指すところは、投資戦略ごとにまとめられたコンポジットをベースとし、その平均的なパフォーマンスを提示することで運用会社が提示するパフォーマンスに関して投資家からの比較可能性を高めることにあり、投資家が比較のためのデータを手に入れるよう、準拠提示資料に表示すべき内容が定められている。また、パフォーマンスの計算と提示に関して厳しく定められた運営基準を準拠表明会社である運用会社が遵守することで、その信頼性を高められることが期待できる。こうしたことを背景に、本邦の運用会社が広く海外展開する際、エントリー時に GIPS 準拠のパフォーマンス提示を要求されることが多く、GIPS が「グローバルパスポート」と謳われる所以もここにある。

しかし、GIPS が米国をはじめ広く普及し事実上の世界的な標準になっていることを考えると、単なる GIPS 準拠のパフォーマンスを提示するだけでは運用会社と投資家のコミュニケーションが進むとは限らない。基準に明記されていない箇所を運用会社がどう解釈しどのように実務に反映させるかについては国や地域によって異なる可能性もあるため、これまで日本で受け入れられていたやり方が、海外では受け入れられない場合もありうる。このような問題の背景と運用会社に求められる行動について考察してみたい。

1. ビジネス環境の変化により生じる問題点

GIPS ではコンポジットを定義する際の基本原則の一つとして、コンポジット体系は「会社のプロダクトを代表するものでなければならず、会社のマーケティング戦略と一致していなければならない」と定められている。ここでいうマーケティング戦略とは、どの投資家にどのような投資戦略での運用提案を行うかという運用会社のビジネス展開に密接に関連する。このため、GIPS に準拠したパフォーマンスを含めた情報開示は運用会社にとって営業上の重要なツールとなるはずのものである。しかし、運用会社を取り巻くビジネス環境の変化によってマーケティング戦略と最適なコンポジット体系が乖離する場合がある。そのような影響を与えるビジネス環境の変化として大きなものは、①運用会社が運用提案を行う投資家側の多様化と、②準拠提示資料を提示する運用会社側の変化が考えられる。

前者の最も顕著な例として、GIPS に対して投資家が求める目線の国や地域によるギャップが考えられる。米国のように広大な国土の多くの運用会社から運用受託への応募があるような国や地域では、投資家は運用会社による恣意的なパフォーマンスの提示 (cherry-picking) を疑い、GIPS のコンポジットに対する関心が高いと考えられる。そうした国や地域においては、投資家から運用会社に対し、GIPS 準拠のパフォーマンス提示だけでなく、運用会社のコンポジット体系について厳しい眼が向けられる傾向があるが、このような傾向には国や地域によってその強弱に差がある。つまり、一部の国や地域で最適化されたコンポジット体系が別の国や地域では最適とはならず、マーケティング戦略とコンポジット体系の乖離が発生することになる。

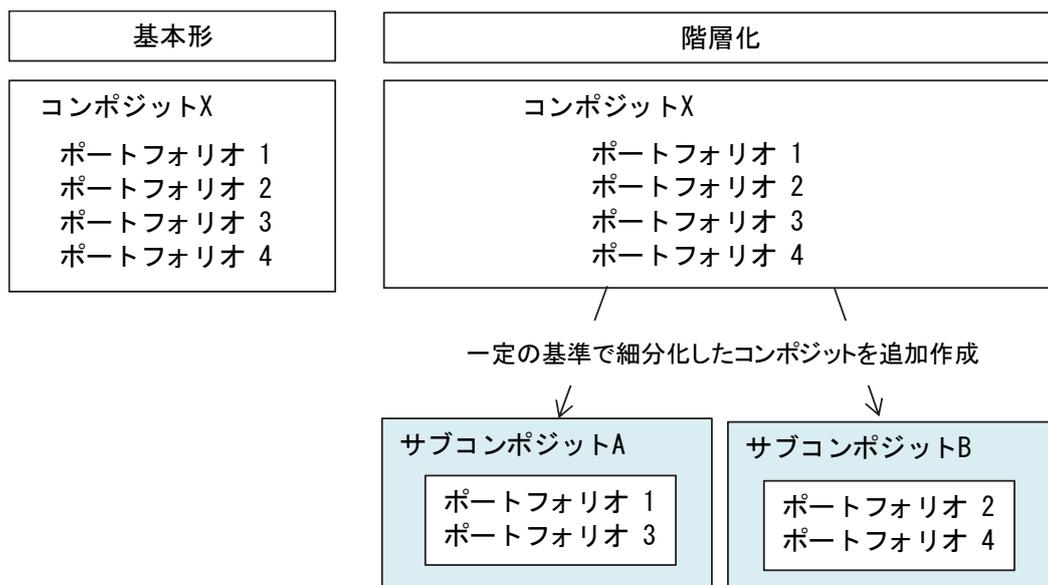
後者の運用会社側の変化については、代表的なものは運用会社の合併や買収に伴う会社の経営方針の変化によるマーケティング戦略の変化であろう。例えば、年金を運用する投資顧問会社と投資信託を運用する投資信託委託会社等業態を超えての合併や、新たに海外の運用会社を買収した際には、個々のマーケティング戦略が多少なりとも変化することが当然に考えられる。この場合もマーケティング戦略とコンポジット体系は乖離していく可能性が高い。

上記で述べたような状態では、運用会社はコンポジット体系を通じて投資家に対して運用力を十分に訴求しきれず、思うようにビジネスが進まない事態に陥ってしまうことがある。

2. 問題解決の視点と運用会社に求められる行動

これらのようなコンポジット体系とマーケティング戦略との乖離の解消が課題となった場合、例えばコンポジットの再定義によるポートフォリオの移管が解決策として考えられる。しかし、移管先のコンポジットには移管したポートフォリオの過去のトラックレコードを持ち込むことができない(元のコンポジットに残さなければならない)。また別の手段として、既存のコンポジットは残したまま、一定の基準(例: リスク・リターン特性)で細分化したコンポジットを追加的に作成する「コンポジットの階層化」も考えられる(図表8)。この階層化を行った場合は、過去のトラックレコードを残すことができる。しかし、トラックレコードを残すことの可否のみを理由に単純に解決策を選択するのではなく、どの方法が自社のマーケティング戦略と一致するか、他にもっと良い方法がないかを模索することが運用会社の取るべき選択肢となる。

図表8 : コンポジットの階層化



出所：三菱UFJ信託銀行作成

GIPS は実務に配慮した基準である。例えば前章で説明した「内部的散らばり」は、コンポジットの定義の広さからみたコンポジットの再定義を検討する良い指標として定義されており、コンポジットの見直しの発生を前提としていることが伺える。また、GIPS では、運用会社が作成する準拠提示資料等に関する計算や表示のエラー(誤り)を起りうるものと位置付け、その訂正について方針と手続きを定めておくよう運用会社に求めているが、エラーの程度(重要性)によりエラーを区分し、その対処方法について差を設けることで、投資判断に影響を与えないようなレベルのエラーについて、運用会社と投資家が必要以上に捉われることのないよう促していることも実務に配慮していることの証左といえる³。

今後も運用会社が直面するビジネス環境の変化により、前述のような実務上のニーズと基準と照らし合わせた場合に解釈が難しい様々な問題が生じうるものと想定される。しかし、GIPS は実務に配慮した基準であるから、問題点に対応する何らかの解決策があるはずである。したがって、そのような場合でも運用会社は、資産運用のグローバル化に対応し国や地域を問わず資産運用会社の適正なパフォーマンスを容易に比較できるようになることというGIPS の本来の目的に立ちかえり、GIPS の概念に照らし合わせてどのような対処が可能か実務関係者で議論し、投資家に有益な情報提供ができるような解決方法を探る等、GIPS の根幹にある投資判断を行う投資家のニーズと目線を最重要視した行動が求められよう。GIPS 準拠がグローバル展開を企図する運用会社にとって標準となった現在、運用会社としては、単に準拠するのみにとどまらず、このような問題を解決しながら、どのようにマーケティングツールとして活用していくかが問われる段階になっているといえるのではないだろうか。

IV. 終わりに

本稿では、第II章でGIPSの歴史や目的、基準の概要について振り返り、GIPSの目的である「公正な表示と完全な開示」を達成するための基準上の仕組みであるGIPSのいくつかの重要な特徴について紹介した。第III章では、GIPSに準拠する運用会社がビジネス環境の変化により直面する可能性のある課題を例示し、その背景と、課題解決に向けての視点と実務界での議論の必要性について述べた。

運用会社としては、ともすれば基準への準拠自体にのみ関心が集中しがちだが、GIPSの目的には「投資家と運用会社との投資パフォーマンスに関する対話が促進されること」と謳われている。パフォーマンスの計算に関してルールを定めるだけでなく、パフォーマンスの提示を通じて投資家と運用会社のコミュニケーションがより活発に行われるようになることが基準上も求められている。活発なコミュニケーションは資産運用業界の健全な発展に繋がる

³ パフォーマンスについてのエラーでは投資対象資産別に重要性のレベルを閾値設定し、重要性のレベルに応じて「データの訂正・準拠提示資料の訂正・変更の開示を行う」から「対処しない」まで、予め対処方法をルール化しておくことが一般的である。

ものであり、投資家と運用会社双方にメリットのあるものである。運用会社は、投資家にとってのパフォーマンスの比較可能性を高めることに資する情報提供が本来の GIPS の目的にかなうものであると再認識したうえで、グローバルなビジネス展開にあたって直面する GIPS 基準に係る様々な課題について積極的な議論によって解決することを指向し、投資家と運用会社との対話の促進を目指していくべきであろう。

(2019年11月21日 記)

※本稿中で述べた意見、考察等は、筆者の個人的な見解であり、筆者が所属する組織の公式見解ではない

【参考文献】

- ・「グローバル投資パフォーマンス基準－日本語版－」日本証券アナリスト協会誌[2010]
- ・「ガイダンス・ステートメント：コンポジットの定義」日本証券アナリスト協会誌[2011]
- ・「グローバル投資パフォーマンス基準のすべて－GIPS 基準への準拠と実務－」ブルース・J・フィーベル、カリン・D・ヴィンセント、監訳：栗原 洋、訳：GIPS 実務家翻訳チーム[2013]
- ・「Global Investment Performance Standards 2010 Guidance Statements」(<https://www.gipsstandards.org/standards/Pages/guidance.aspx>)
- ・「Global Investment Performance Standards 2010 Q&A Database」(<https://www.gipsstandards.org/standards/faqs/pages/index.aspx>)
- ・「The Value of GIPS® Compliance (2018 Manager and Consultant Survey)」EVESTMENT[2018]

本資料について

- 本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ここに記載されているデータ、意見等は弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その正確性、完全性、情報や意見の妥当性を保証するものではなく、また、当該データ、意見等を使用した結果についてもなんら保証するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における判断であり、経済環境の変化や相場変動、制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがありますので、予めご了承下さい。
- 弊社はいかなる場合においても、本資料を提供した投資家ならびに直接間接を問わず本資料を当該投資家から受け取った第三者に対し、あらゆる直接的、特別な、または間接的な損害等について、賠償責任を負うものではなく、投資家の弊社に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。
- 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料をよくお読み下さい。

編集発行：三菱UFJ信託銀行株式会社 アセットマネジメント事業部
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 Tel. 03-3212-1211（代表）